

市・県民税(住民税)の控除の種類【令和3年度から適用】

| 種類              | 要件   |  | 住民税の所得控除額   |                          |  |  |
|-----------------|--|--|---|--------------------------|--|--|
| 基礎控除            | 合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者   |  | 合計所得金額が   | 2,400万円以下                | 43万円   |  |
|                 |  |  |   | 2,400万円超<br>2,450万円以下の場合 | 29万円   |  |
|                 |  |  |   | 2,450万円超<br>2,500万円以下の場合 | 15万円   |  |
| 雑損控除            | 前年中、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合  |  | 次の①または②のいずれか多い額<br>①(損失額－保険金等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10%<br>②災害関支出額－5万円         |                          |  |  |
| 医療費控除           | ①  | 従来の医療費控除<br>前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合  | (支払った医療費の総額－保険金等の補てん額)<br>－(総所得金額等の合計額の5%または10万円のいずれか小さい金額)<br>【上限額200万円】 |                          |  |  |
|                 | ②  | セルフメディケーション税制による医療費控除の特例<br>健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組を行う個人が、前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために「特定一般医薬品等購入費」を支払った場合(医療費控除の特例) | (特定一般医薬品等の購入費－保険金等の補てん額)－12,000円<br>【上限額88,000円】                          |                          |  |  |
| 社会保険料控除         | 前年中、給与や年金から社会保険料が差し引かれた、本人や本人と生計を一にする親族のために国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合   |  | 支払った額   |                          |  |  |
| 小規模企業共済等掛金控除    | 小規模企業共済法の規定による共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合   |  | 支払った金額  |                          |  |  |
| 生命保険料控除         | 本人、配偶者またはその他の親族を受取人とする生命保険、個人年金保険および介護医療保険の掛金を支払った場合<br><br>・新契約の一般生命保険料控除と旧契約の一般生命保険料控除を合計する場合・・・右の計算式で求めた合計額が控除額となります(個人年金保険料控除も同様)<br>【上限額28,000円】                        |  | 旧契約(平成23年12月31日以前に締結)<br>【一般生命保険、個人年金保険】                                  |                          |  |  |
|                 |  |  | 支払保険料額  | 控除額                      | 一般生命保険、個人年金保険の支払額を各々左の式にあてはめ算出した控除額の合計が、生命保険料控除になります。<br>【上限額70,000円】        |  |
|                 |  |  | 15,000円以下   | 支払金額全額                   |  |  |
|                 |  |  | 15,001円～40,000円   | 支払金額×1/2+7,500円          |  |  |
|                 |  |  | 40,001円～70,000円   | 支払金額×1/4+17,500円         |  |  |
|                 |  |  | 70,001円以上   | 35,000円(上限額)             |  |  |
|                 |  |  | 新契約(平成24年1月1日以降に締結)<br>【一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険】                             |                          |  |  |
|                 |  |  | 支払保険料額  | 控除額                      | 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の支払額を各々左の式にあてはめ算出した控除額の合計が、生命保険料控除になります。<br>【上限額70,000円】 |  |
|                 |  |  | 12,000円以下   | 支払金額全額                   |  |  |
|                 |  |  | 12,001円～32,000円   | 支払金額×1/2+6,000円          |  |  |
| 32,001円～56,000円 | 支払金額×1/4+14,000円   |  |   |                          |  |  |
| 56,001円以上       | 28,000円(上限額)   |  |   |                          |  |  |
| 地震保険料控除         | (地震保険料)<br>本人や本人と生計を一にする親族の家屋で、常時居住用に供するもの等に対する地震保険料等を支払った場合   |  | 前年中に支払った地震保険料の金額×1/2<br>【上限額25,000円】                                      |                          |  |  |
|                 |  |  | (旧長期損害保険料)<br>平成18年12月31日までに締結した損害保険契約のうち満期返戻金等のあるもので保険期間、共済期間が、10年以上のもの  |                          | 地震保険料と、旧長期損害保険の支払額をそれぞれ左の式にあてはめ算出した控除額の合計額が、地震保険料控除になります。<br>【上限額25,000円】    |  |
|                 |  |  | 前年中に支払った旧長期損害保険料の金額   | 控除額                      |  |  |
|                 |  |  | 5,000円以下  | 支払額の全額                   |  |  |
| 5,001円～15,000円  | 支払額×1/2+2,500円   |  |   |                          |  |  |
| 15,000円以上       | 10,000円  |  |   |                          |  |  |
| 障害者控除           | 一般   | 本人、同一生計配偶者または扶養親族が、下記以外の障害者である場合   | 1人につき26万円   |                          |  |  |
|                 | 特別   | 本人、同一生計配偶者または扶養親族が、精神障害者保健福祉手帳1級および身体障害者手帳1級、2級などの場合   | 1人につき30万円   |                          |  |  |
|                 | 同居特別   | 同一生計配偶者または扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ納税者または納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合  | 1人につき53万円   |                          |  |  |
| ひとり親控除          | 次のすべてに該当する人<br>①合計所得金額が500万円以下<br>②生計を一にしており、かつ総所得金額等の合計額が48万円以下である子がいる<br>③現に婚姻していない<br><br>※性別は問いません<br>※婚姻歴の有無は問いません。(ただし、住民票に本人と続柄が「未届の夫」または「未届の妻」に相当する人がいる場合は、控除の対象外です。 |  | 30万円  |                          |  |  |



|         |   |  |
|---------|---|--|
| 寡婦控除    | 現に婚姻していない合計所得金額が500万円以下である人のうち、次のいずれかに該当する女性<br>①夫と死別している<br>②夫と離婚していて、かつ扶養親族がいる<br><br>※住民票に本人との続柄が「未届の夫」に相当する人がいる場合は、控除の対象外です。<br>※上記の「ひとり親控除」が適用される人には、寡婦控除は適用されません。 | 26万円   |
| 勤労学生控除  | 前年中、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得以外の所得金額が10万円以下の学生  | 26万円   |
| 配偶者控除   | 生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合<br>(事業専従者に該当する人を除く)   | 詳しくは「 <a href="#">配偶者控除・配偶者特別控除について</a> 」をご覧ください。  |
| 配偶者特別控除 | 次のすべてに該当する人<br>①本人の合計所得金額が1,000万円以下<br>②配偶者が事業専従者および他の者の扶養親族ではない人<br>③配偶者の合計所得金額が133万円以下  |  |
| 扶養控除    | 生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下の場合<br>(事業専従者に該当する人を除く)  | ①一般の扶養親族 33万円<br>②特定の扶養親族(前年の12月31日現在19歳以上23歳未満) 45万円<br>③老人の扶養親族(前年の12月31日現在70歳以上)<br>同居老親等以外 38万円<br>同居老親等 45万円<br>※同居老親:本人または配偶者の直系尊属で、本人または配偶者のいずれかと同居を常況としている人<br>※年少扶養(16歳未満)の人は扶養控除の対象となりません。 |

## 配偶者控除・配偶者特別控除について

### ●配偶者控除

配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合一定額の控除を受けることができます。これを配偶者控除といいます。ただし、配偶者が事業専従者の場合、配偶者控除を受けることができません。  
合計所得金額が48万円以下の配偶者(事業専従者を除く)がいる場合に適用される配偶者控除は、納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超えると本来の控除額から段階的に引き下げられ、1,000万円を超えると適用はありません。

配偶者に係る用語の定義について

| 用語        | 定義   |
|-----------|--|
| 同一生計配偶者   | 納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人。(事業専従者を除く) |
| 控除対象配偶者   | 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者。     |
| 老人控除対象配偶者 | 控除対象配偶者のうち、1月1日時点で70歳以上の人。                   |

配偶者控除の控除額(控除対象配偶者の場合)

| 納税義務者の合計所得金額     | 控除額     |           |
|------------------|---------|-----------|
|                  | 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 900万円以下          | 33万円    | 38万円      |
| 900万円超～950万円以下   | 22万円    | 26万円      |
| 950万円超～1,000万円以下 | 11万円    | 13万円      |
| 1,000万円超         | 適用なし    | 適用なし      |

### ●配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が48万円を超え、配偶者控除が適用にならない場合でも、配偶者の所得金額に応じて一定額の控除を受けられる場合があります。これを配偶者特別控除といいます。  
配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額に応じて次の表のように段階的になっています。  
また、納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超えると、本来の控除額から段階的に引き下げられます。(合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者は、配偶者特別控除の適用はありません。)

配偶者特別控除の控除額

| 配偶者の合計所得金額     | 納税義務者の合計所得金額が900万円以下 | 納税義務者の合計所得金額が900万円超～950万円以下 | 納税義務者の合計所得金額が950万円超～1,000万円以下 |
|----------------|----------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 48万円超～100万円以下  | 33万円                 | 22万円                        | 11万円                          |
| 100万円超～105万円以下 | 31万円                 | 21万円                        | 11万円                          |
| 105万円超～110万円以下 | 26万円                 | 18万円                        | 9万円                           |
| 110万円超～115万円以下 | 21万円                 | 14万円                        | 7万円                           |
| 115万円超～120万円以下 | 16万円                 | 11万円                        | 6万円                           |
| 120万円超～125万円以下 | 11万円                 | 8万円                         | 4万円                           |
| 125万円超～130万円以下 | 6万円                  | 4万円                         | 2万円                           |
| 130万円超～133万円以下 | 3万円                  | 2万円                         | 1万円                           |
| 133万円超         | 適用なし                 | 適用なし                        | 適用なし                          |